

滋賀県万博子ども招待事業（一般申込） 実施要綱

令和6年(2024年)10月21日 制定

（総則）

第1条 本要綱は、滋賀県（以下「県」といいます。）が、実施する滋賀県万博子ども招待事業（一般申込）（以下「本事業」といいます。）に関し、チケットIDの交付を申請する者（以下、「申請者」といいます。）が遵守すべき事項やチケットID交付の要件等を定めることを目的とするものです。

2 本事業に係るチケットIDの交付申請は、本要綱を必ず確認いただいた上で行うものとし、申請を行った場合は本要綱の規定に同意したものとみなします。

（定義）

第2条 本要綱における用語の定義は以下のとおりです。

- （1）「万博ID」とは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」といいます。）が提供する万博関連サービスに共通で使用するログインIDをいいます。
- （2）「チケットID」とは、2025年日本国際博覧会の入場に必要となる10桁の英数字であり、万博IDに結び付けて有効化することができるものをいいます。
- （3）「小・中・高校等」とは、学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等課程を置く専修学校、各種学校（朝鮮学校、中華学校、インターナショナルスクール等。ただし、教習所、塾、職業訓練校は除きます。）のほか、県が認める無認可の外国人学校をいいます。
- （4）「事務局」とは、本事業の運営を目的として県が委託し、設置する事務局をいいます。
- （5）「マイページ」とは、対象者一人につき一ページ構築されるインターネット上のページをいいます。

（事業の概要）

第3条 本事業は、本要綱に定めるところにより、第4条に規定する対象者に対し、1人につき1回、チケットIDを交付するものです。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者としします。

- （1）申請日において、本県に居住する者
- （2）令和7年(2025年)4月1日時点で、満4歳以上満18歳未満の者または令和7年

- (2025年)4月1日時点で滋賀県内の小・中・高校等に在籍する者
(3) 在籍する小・中・高校等を通じて、県からチケットIDを交付されない者

(申請者)

第5条 本事業の申請者は、保護者（親権を行う者、未成年後見人またはその他の者で、対象者を現に監護する者）または申請時点で18歳以上である対象者をいいます。ただし、対象者が施設（別表1に掲げるものに限ります。以下、同じ。）へ措置等がなされ、当該施設に入所している場合は施設の責任者（以下「施設長」といいます。）を申請者とし、里親（別表2に掲げるものに限ります。以下同じ。）へ措置等がなされている場合は里親を申請者とします。

- 2 前項に規定するもののほか、市町、自治会・町内会、放課後児童クラブまたはフリースクール等、県が適当であると認める団体の代表者は、参加希望の対象者を取りまとめ、申請をすることができます。

(申請手続)

第6条 申請者は、対象者ごとに本事業ホームページ内に設置する電子申請システム（以下「申請システム」といいます。）により申請を行うものとします。ただし、申請者が、施設長および県が適当であると認める団体の代表者（以下、「団体代表者等」といいます。）の場合は、別紙に規定する方法によるものとします。

- 2 申請者は、申請システムにアクセスし、必要項目（住所、氏名、電話番号、メールアドレス、マイページログイン用ID、マイページログイン用パスワード等）を入力し、申請者および対象者の本人確認書類として次の各号に掲げるいずれかの写しを添付し、事務局あてに申請するものとします。

(1) 本人確認情報（氏名、生年月日、現住所）が記載された個人番号カード、住民票の写し（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので発行日から3か月以内のもの）、住民票記載事項証明書、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険または健康保険等の医療保険の被保険者証

(2) その他県が前号に準ずるものとして特に認めるもの

- 3 里親が申請する場合は、前項に加え、次の各号に掲げるいずれかの書類の写しを添付するものとします。

(1) 滋賀県が発行する養育里親登録証、養子縁組里親登録証

(2) その他里親であることが確認できる証明書

- 4 申請システムにより難しい場合は、郵送申請書（様式第1号）を事務局から取り寄せ、郵送申請書に必要事項を明記するとともに、第2項および第3項に示す必要書類の写し等を添付し、事務局あて郵送するものとします。

- 5 申請受付期間は、令和6年(2024年)11月1日から令和7年(2025年)9月26日までとします。ただし、郵送の場合は、令和6年(2024年)11月1日から令和7年(2025年)9月12日までのいずれかの日の消印が押印されているものを有効なものとして受け付けます。
- 6 事務局は、申請を受け付けた後、申請内容を審査し、当該申請がチケットIDの交付要件を充足すると認められる場合は、審査後概ね6営業日で申請者に対しチケットIDを交付するものとします。なお、事務局は申請内容の審査の過程において、電話等の方法により申請者に対して問合せを行う場合があります。
- 7 申請に係るその他の留意事項は次の各号のとおりです。
 - (1) 申請者が申請書を郵送する際、またはチケットID等が申請者に郵送される際に生じるあらゆる送付物の遅延、紛失、損害等のすべての事故について、県または事務局に故意または重過失がある場合を除き、県は一切の責任を負いません。
 - (2) 申請に係る通信料および郵送料は、申請者の負担とします。

(チケットIDの申請受付ができない場合)

第7条 次の各号に掲げる場合には、前条によるチケットIDの申請を受け付けることができません。

- (1) システム障害、点検、保守作業等のやむを得ない理由により、申請受付を停止している場合
 - (2) 第4条および第5条に規定する対象者および申請者の要件を満たさないと判断される場合
 - (3) 前条に掲げる申請手続に必要な情報に誤りや不足等がある場合
- 2 前項により申請者の申請を受け付けることができなかつたため損害が生じた場合でも、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、県は一切の責任を負いません。

(チケットIDの交付方法)

第8条 チケットIDの交付方法は、申請者が選択した交付申請の方法により次の各号のとおりとします。

- (1) 申請システムから交付申請をした場合
 - ア 事務局は申請者に対し、電子メールにて審査完了の旨を連絡します。
 - イ 申請者はマイページにログインし、チケットIDの受取りを行います。
- (2) 申請書の郵送により交付申請をした場合
 - ア 事務局は申請者に対し、チケットIDを記載した紙面を送付するものとします。
 - イ 郵送物の配送日時の指定はできません。

(チケットIDの交付取消)

第9条 県は、チケットの交付を受けた者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、交付を取り消すことができるとともに、本事業に損害が生じたときは、損害の賠償を請求することができるものとします。なお、この場合において、県はチケットIDの無効化を博覧会協会に対して依頼することができるものとします。

- (1) 第4条に規定する要件に該当していなかった場合
- (2) チケットIDを対象者以外に譲渡した場合
- (3) チケットIDを不正に取得した場合
- (4) チケットIDを他人に交換・売却し、利益を得た場合
- (5) チケットIDを担保に供し、または質入れを行った場合
- (6) チケットIDの取得や使用等に関して詐欺等の犯罪行為を行った場合
- (7) その他本要綱に反する行為等、県が不当と認める行為を行った場合

(調査)

第10条 県または事務局が必要と認める場合は、申請内容について調査をします。その場合において、申請者は、県または事務局の調査の実施に協力しなければならないものとします。

- 2 前項の調査に応じない場合、県は、前条に規定する交付の取消し等を行うことができるものとします。

(紛争の解決等)

第11条 交付したチケットIDの盗難・紛失・滅失に対して、県は一切責任を負いません。

- 2 申請者または対象者と博覧会協会との間での苦情または紛争が生じたときは、当事者間で解決するものとし、県は一切責任を負いません。

(誓約事項)

第12条 申請者は、チケットID等の交付申請に当たり、次の各号に掲げる事項について誓約するものとします。なお、申請を行った時点で本誓約事項に誓約したものとみなします。

- (1) チケットID等の交付申請に当たり、虚偽の内容を入力または記載しないこと
- (2) チケットID等の交付申請に当たり必要となる証拠書類について、不正に作製、複製、改ざんを行わないこと
- (3) 本事業に係るチケットID等の交付申請を行うに当たっては、本事業の実施に関連する法令、条例等を遵守すること
- (4) 申請者および対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員、または暴力団および暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(5) その他本要綱に記載される事項を遵守すること

(事業の内容変更・終了)

第13条 本事業は、第6条第5項の規定によらず終了または中止することや、内容を変更する必要があることを申請者はあらかじめ承認するものとします。なお、これらの場合、県または事務局は、本事業が終了、中止または内容変更される旨を県公式ホームページおよび本事業ホームページへの掲載その他の県が適当と判断する方法により告知するものとします。

2 前項の終了、中止または内容変更により生じた損害について、県の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県は一切の責任を負わないものとします。

(要綱の変更)

第14条 県は、本事業の対象期間中、必要に応じて、本事業および本要綱の内容を変更できるものとします。

2 前項の変更により生じた損害について、県の責めに帰すべき事由によるものでない限り、県は一切の責任を負わないものとします。

(申請者の責任)

第15条 申請者は、申請者自身の責任において本事業に参加(チケットID交付申請、チケットIDの受領等本事業に係る行為の一切をいいます。)するものとし、本事業への参加に係る一切の行為およびその結果について、県および事務局の故意または重過失によるものを除き、申請者は一切の責任を負うものとします。

(告知内容の改定)

第16条 県公式ホームページまたは本事業ホームページに掲載される最新の内容は、当該内容掲載時点より前に発出されたすべての告知内容に優先するものとします。最新の要綱内容および告知内容等と相違する従来の告知および印刷物等に記載された内容は、県公式ホームページまたは本事業ホームページに掲載される最新の内容に改定されたものとみなします。

(個人情報の取扱い)

第17条 申請者は、本事業に係るチケットIDの交付手続に必要な個人情報(住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、在籍するまたは在籍予定の学校名および学年)

を事務局に提供することに同意するものとします。

- 2 事務局は、本事業の実施に当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律および滋賀県個人情報保護条例に基づく情報の取扱いに準拠した手続により、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失および漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。
- 3 事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して最大5年間保存し、本事業の遂行に必要な範囲内で利用するものとし、申請者はこれに同意するものとします。
- 4 事務局は、本事業の運営に係る業務の一部を委託事業者以外の事業者にも再委託することがあります。この場合において事務局は、第1号の個人情報を当該再委託先に提供することがあります。当該再委託先事業者は、提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律および滋賀県個人情報保護条例に基づく情報の取扱いに準拠した手続により、データベースへの不正アクセス、個人情報の紛失および漏洩等を防止するための措置を行うことにより、情報を適切に取り扱います。
- 5 県または事務局は、本事業を通じて取得した情報について、個人を特定できない形での統計的な情報として公表することがあります。

(準拠法)

第18条 本要綱に関する準拠法は、日本法とします。

(専属的合意管轄裁判所)

第19条 申請者は、本事業の実施に関連して申請者と県との間に紛争が生じた場合、大津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(問合せ先)

第20条 申請者による本事業に関する質問等については、以下の本事業の事務局に問い合わせるものとします。

(電話番号) 050-3662-5815

(メールアドレス) shiga_expo2025@jbx.jtb.jp

(開設期間) 令和6年(2024年)11月1日から令和7年(2025年)10月13日まで

※土日祝日、令和6年(2024年)12月30日から令和7年(2025年)1月3日までを除きます。

(受付時間) 午前9時から午後5時まで

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることとします。

付 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行します。

付 則(令和7年4月25日)

この要綱は、令和7年4月25日から施行します。

別表1

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する児童自立生活援助事業に係る施設
同法同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に係る施設
同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関
同法第37条に規定する乳児院
同法第41条に規定する児童養護施設
同法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設
同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
同法第43条の2に規定する児童心理治療施設
同法第44条に規定する児童自立支援施設

別表2

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親
同法同条第2号に規定する養子縁組里親

別紙

団体代表者等の申請手続について

団体代表者等が申請する場合は、申請システムを利用せず、団体代表者等申請書（様式第2号）および対象者一覧表（様式第3号）に必要事項を明記し、事務局あてメールまたは郵送で提出するものとします。

団体代表者等からの申請における引率者用チケットについて

団体代表者等は県に、引率者が利用するためのチケットIDを子ども8名ごとに1枚申請することができます。県は予算の範囲内で、チケットIDを交付します。

（申請可能なチケットIDの数量 例）

交付される子ども用のチケットIDの数量	申請可能な引率者用のチケットIDの数量
1枚以上8枚以下	1枚
9枚以上16枚以下	2枚
17枚以上24枚以下	3枚